

令和2年8月6日

各県立学校長 殿

教育庁教育振興部人権・同和教育課長

「ソーシャル・ディスタンス」という用語について

このことについて、別紙のとおり、本県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として使用されている「ソーシャル・ディスタンス」という言葉を、他の言葉に置き換える等の配慮が必要と考えます。

ついては、別紙の趣旨を御理解の上、貴所属職員への周知をお願いします。

問合せ先

教育庁教育振興部人権・同和教育課 啓発班

総括 松尾 法倫

指導主事 田中 文子

電 話 092-643-3918 (直通)

令和2年7月27日
人権・同和対策局調整課

「ソーシャル・ディスタンス」という用語について

- ・「ソーシャル・ディスタンス」という用語は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として日本で使われています。
- ・この言葉は、インドを含む南アジアにおいて、長い歴史の中でカースト制度の外側におかれた特定の集団（ダリット）を差別するために使われてきた歴史があります。
- ・世界保健機関（WHO）は、現在、「ソーシャル・ディスタンス」から「フィジカル・ディスタンス」という言い方に改めています。
- ・このようなことから、この言葉を他の言葉に置き換える等の配慮が必要と考えます。

〔言い換える場合の用語の例〕

- ・それぞれの場面に応じて、「身体的距離の確保」「人との距離の確保」「適切な距離」などといった言葉を使う。
- ・感染拡大防止の趣旨から「セーフ・ディスタンス」という用語も提案されている。